

山田みき

コロナと戦う!活動日記

討議資料

発行日: 令和2年6月12日 編集発行: 自由民主党東京都第一選挙区支部

PCR検査体制の強化、介護崩壊を防ぐための支援、地域の包括的な相談支援にICT活用を

衆議院 厚生労働委員会での質疑

PCR検査件数の目標を掲げ**検査体制強化**に総力を挙げるべき。倒産危機に直面する**介護・障害福祉サービス事業者**に**給付費補填や賃料補助**などの措置を講ずるべき。介護士の方々にも保育士と同様の手厚い**家賃助成**を。新しい生活様式への対応で**児童虐待、DV**など非対面の相談に**ICT導入**の支援を。厚生労働省から積極的に支援する旨ご答弁頂きました。



ポスト・コロナのキャッシュレス社会を見据えて

衆議院 財務金融委員会での質疑

世界に先駆けて経済活動を再開した中国では、早くも5月から**デジタル人民元の実証実験がスタート**し、北京冬季五輪までに実用化する方針。リブラや中央銀行デジタル通貨も準備加速が予想されます。**日本は世界経済の潮流に対応できるのか?** 麻生大臣に技術・規制・個人保護の方向性を示しました。事前レクや質問通告は、すべて電話とWEB会議で行いました。霞が関の長時間労働の是正、国会の業務効率化を進めます。



写真左:
テレワークに関する提言
岸田政調会長に申入れ
(右から2人目)



写真右:
ジェネリック薬品
医薬品原材料の特定国
への依存解消を提言
(右から2人目、
司会を務める)



■山田みきプロフィール

1974年3月15日東京都生まれ。東京大学法学部卒、コロンビア大学経営学修士(MBA)。通商産業省、内閣官房を経て、ボストンコンサルティンググループ、エルメスジャパンに勤務。第46回衆議院議員総選挙で東京1区(千代田区・港区・新宿区)から初当選。第三次安倍改造内閣にて外務大臣政務官を務める。現在、当選3回。自民党経済産業部会長代理。衆議院 財務金融委員会委員、厚生労働委員会委員、拉致問題特別委員会理事。

■山田美樹 国会事務所

〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2
衆議院第二議員会館917号
TEL: 03-3508-7037 FAX: 03-3508-3837

オフィシャルWEBサイト

<https://miki-yamada.com>

<https://www.facebook.com/mikiprofile>

https://twitter.com/yamada_miki



以下は、自民党のコロナ対策会議における私の発言の一部抜粋です。皆様のご意見を確実に政府・与党にお届けしてまいります。



2020年3月から通常国会会期末まで
自民党本部におけるコロナ関連会議
山田が出席したもの 一部抜粋

3/2	コロナ対策本部(感染防止)	マスク等の衛生用品は国や自治体の管理運用とすべき。保険診療での検査実施を行う場合は、医療現場が混乱しないよう実施医療機関の条件を明確化すべき。
3/3	コロナ対策本部(経済対策)	
3/5	戦略的重要物資研究会	
3/10	コロナ対策本部(感染防止)	雇用調整助成金の申請手続は書類を減らして簡略化を。「申請すると立入検査を受けるのか?」と心配の声もあり、事業者に寄り添った対応をお願いしたい。
3/11	コロナ対策本部(経済対策)	
3/17	生活安全関係団体委員会役員会	
	国土交通部会(海運・航空・観光・ホテル)	医薬品の原薬確保が困難となる見通し。依存先の中国・インド国内で物流停止や輸出規制の恐れ。日本国内での製造・供給体制の再構築を検討すべき。
3/18	戦略的重要物資研究会	
3/19	国土交通部会(建設・不動産・住宅・鉄道)	
	コロナ対策本部(経済対策)	地域の商店にはポイント還元を導入していない所も多く、制度の延長には反対。
	コロナ対策本部(医療関係者ヒアリング)	
3/23	経済産業部会 正副部会長会議	外国人学生の多い日本語学校などに再開までのプロセスの見通しを示すべき。
3/24	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	
	コロナ対策本部(感染防止)	企業が雇用調整助成金を申請しない場合、個人への直接給付も検討すべき。
3/25	金融調査会(株主総会への対応)	企業の内部留保の積極活用を促すべき。
3/26	コロナ対策本部(ECOMISからヒアリング)	
3/30	コロナ対策本部(経済対策)	中小企業や個人事業者に数兆円規模の給付では不十分。固定資産税減免は土地も対象にすべき。リースも支援が必要。旅客運送事業者への緊急支援を急ぐべき。
3/31	コロナ対策本部(感染防止)	
4/2	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	
4/3	税制調査会小委員会	学童や保育園が感染源となる可能性が高まっており早急な対策が必要。保護者の不安を減らすべき。窓口業務以外の公的機関が率先して時短勤務を行うべき。
4/6	政調全体会議(経済対策案)	
4/7	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	
4/10	憲法改正推進本部(緊急事態)	
4/17	政調全体会議(緊急経済対策)	特別定額給付金は、なぜ一人10万円一律給付という選択肢を取らないのか、議論のプロセスや経緯を国民に詳しく説明すべき。
4/21	WHO西太平洋地域 葛西事務局長からヒアリング がん患者からの要望を厚生労働省へ	コロナ以外の患者(特にがん患者)が通常の治療を受けられる体制を整備すべき。
4/24	テレワーク提言 岸田政調会長への申し入れ	
4/29	衆議院本会議(1次補正可決)	家賃補助はテナントに支給されるが、テナントが頻繁に入れ替わる都心の繁華街では、地元密着で地域に貢献しているオーナーに対して十分な配慮が必要。
5/1	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	
5/7	コロナ対策本部	持続化給付金や自治体の協力金は、事業継続に不可欠であり差押禁止とすべき。
5/11	財務省主計局ヒア(予備費)	
5/14	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	PCR検査数の目標を国が具体的に示し、検査体制充実に総力を挙げるべき。
5/15	衆議院 厚生労働委員会(社会福祉等)	
5/20	コロナ対策本部(2次補正への提言)	
5/25	秋季入学検討WT(知事会・市長会等)	2次補正は諸外国の経済回復に後れを取ることがないように、十二分な額の財政出動を。雇用調整助成金の期限を延長すべき。持続化給付金の対象には確定申告で「給与所得」となっているフリーランスや、新規創業者も加えるべき。
5/26	政調全体会議(2次補正予算案概論)	
5/27	青年局意見交換会(お・つ・げん等) 衆議院 財務金融委員会(資金決済法)	補正予算は閣議決定から国会審議を経て可決・成立まで最短2週間かかることを考えると、コロナ対策を機動的に実施するために十分な予備費を確保すべき。
5/29	財務金融部会・金融調査会合同会議	
	財務金融部会・経済産業部等合同会議	固定資産税の減免の要件は企業単位でなく建物単位で判断すべき。令和3年度の固定資産評価替えにおいて評価額、課税額の据え置き措置を講ずるべき。
	多店舗展開型飲食店議連設立総会	
	秋季入学検討WT(提言案)	
6/1	感染症パンデミック時の国家ガバナンス	
6/3	財務省ヒア(財政規律)	共働き家庭での子どものオンライン授業には学童等のサポートが不可欠。端末の貸出だけでなく各家庭の通信インフラの整備も課題。
6/4	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	
6/5	2020年オリパラ東京大会実施本部	
6/8	経済産業部会・中小企業調査会合同会議	融資を受けていなくても家賃支援の対象にすべき。共益費も家賃に含めるべき。
6/9	教育再生実行本部(学びの保障)	
	持続化給付金差押禁止法案に関する打合せ	子ども達の学びの保障が最優先であり、今年来年の9月入学実施には反対。地元からも多くの反対意見をいただいている。
6/10	証券市場育成議員連盟総会	
6/12	衆議院本会議(2次補正可決)	
6/11	新国際秩序創造戦略本部	オリパラ大会の地元自治体では会場周辺の商業地域の感染対策も必要。自治体は既にコロナ対策で多額の財政支出をしており、国から財政支援をお願いしたい。
6/12	ジェネリック医薬品の将来を考える会	

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年6月12日時点

第2次補正予算 新たな施策はこちら

一般会計の追加歳出は補正予算として過去最高の31兆9114億円、1次補正と併せた事業規模は230兆円、GDPの4割にのぼります。事業と雇用は何としても守り抜いていかなければなりません。感染を抑えながら日常を取り戻すのは険しい道のりですが、引き続き皆様と共に全力でコロナと戦います。 衆議院議員 山田 美樹



世帯や個人の皆様	全国全ての人々に	特別定額給付金	一律 1人当たり10万円 申請は郵送又はマイナンバーで マイナンバーは5/1より順次受付開始	コールセンター 0120-260-020 (毎日9:00~20:00)
	子育て世代の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	子ども 1人当たり1万円 改めての申請不要	各区の窓口まで コールセンター 0120-271-381 (9:00~18:30 土・日・祝日を除く)
	生活が苦しい ひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円 (第2子以降は ±3万円) さらに、収入減の場合は ±5万円	準備中
	休業期間中、 賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	中小企業で働く従業員に対して 月額最大 33万円 を支給	準備中
	休業による収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金	原則 3ヵ月 、最長 9ヵ月 家賃相当額を支援	お住まいの区の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日9:00~21:00)
	アルバイト収入減で 学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	大学・短大・高専・専門学校生等 1人 当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	各大学の学生課等の窓口まで
貸付	収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯)	区の社会福祉協議会まで コールセンター0120-46-1999(毎日9:00~21:00) 全国の労働金庫や指定された郵便局でも申請受付
	収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等の減免	国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	各区の窓口まで
	生活が苦しくて 税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の支払猶予	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等の 各種公共料金の支払を猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 → 各事業者まで

ひとり親世帯臨時特別給付金

ひとり親世帯を支援します！！

- 〇【対象】
- 児童扶養手当受給世帯等への給付
 - 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
 - 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限りです
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方
 - 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付
 - 上記1.(1)(2)のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方
- 〇【支給額】
- 児童扶養手当受給世帯等への給付: 1世帯5万円、第2子以降ひとりにつき3万円
 - 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付: 1世帯5万円

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

収入が減った被用者に支給します！！

- 〇【対象】 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった雇用保険被保険者。
- 〇【支給額】 中小企業の被保険者に対し、休業前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給します(準備中)。

学生支援緊急給付金

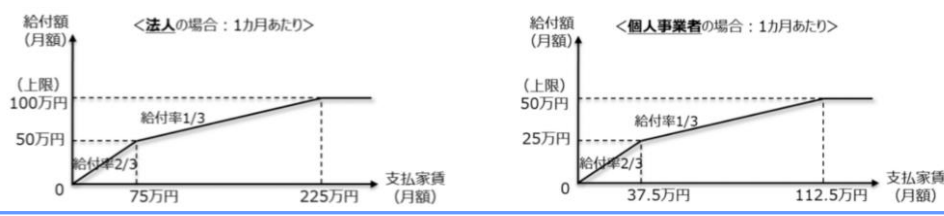
継続が困難になっている学生等の修学を支援します！！

- 〇【対象】 国内の大学等に在学している人が対象。家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナ感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していること等が要件。最終的には申請内容を踏まえて大学等において判断します。
- 〇【支給額】 住民税非課税世帯の学生等は20万円、それ以外の世帯の学生等は10万円。

家賃支援給付金

事業継続を下支えするため地代・家賃の負担を軽減します！！

- 〇【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月~12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。
- ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少、又は、②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少
- 〇【給付額】 申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6ヵ月分)を支給。給付率・給付上限額は下記。



雇用調整助成金

日額上限を8,330円から15,000円まで特例的に引き上げます！！

- 〇休業する事業主を支援するため、4月1日以降に開始される賃金締切期間中の休業について、9月まで雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円まで特例的に引き上げます。
- 〇解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長します。
- 〇支給処理に係る人員体制の強化及び社会保険労務士との協力体制の構築等により、支給の迅速化を図ります。

持続化補助金の拡充

業種別の感染拡大予防ガイドラインに沿った取組みを支援します！！

- 〇【目的】 業種別の感染拡大予防ガイドラインに沿った取組みへの支援を拡充し、中小企業の事業再開を強力に後押しします。
- 〇【補助額】 持続化補助金の最大の補助額を、100万円から150万円へ引き上げます。

医療・介護従事者への慰労金

医療・介護従事者を支援します！！

- 〇新型コロナ患者を実際に診察した医療機関や検査所: 20万円を支給します。
- 〇新型コロナ患者を受け入れる体制を取ったものの、実際の診察に至らなかった医療機関や検査所: 10万円を支給します。
- 〇それ以外の病院や診療所: 5万円を支給します。

中小・小規模事業者等の皆様	売上が半以下※ で事業の継続が苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	中小法人等 最大 200万円 フリースタイル個人事業者 最大 100万円	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570(毎日8:30~19:00) 6月8日から各商工会議所で 申請サポート実施
	家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大 600万円 個人事業者等 最大 300万円	準備中
	雇用を維持できない	雇用調整助成金	休業手当100%で雇用維持なら 中小は都の休業要請を受けた場合 最大 10割助成 日額上限8,330円→ 15,000円 に引き上げ	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00~21:00)
事業再開に向けた 投資をしたい	持続化補助金	小規模事業者に 最大150万円 を補助 最大100万円までを 最大3/4補助 最大 80万円 を 定額補助 ナイトクラブ、ライブハウス等は最大200万円	お近くの商工会議所まで	
貸付	売上減で 資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	3年間無利子・最長5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀・信金・信組でも利用可	日本公庫 → 0120-154-505(平日) 商工中金 → 0120-542-711(平日・休日) 民間金融 → 0570-783-183(平日・休日)
	売上減で 税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、 社会保険料の 納税猶予	売上が一定程度減少の場合、 1年間、無担保かつ 延滞税なし で猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 管轄の年金事務所、各都道府県労働局
猶予・減免	売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合、 来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 (平日9:30~17:00)

出典: (左頁) 内閣官房ホームページ <https://corona.go.jp/action/>
(右頁) 各省庁ホームページ掲載の第2次補正予算概要を基に山田美樹事務所にて作成(学生支援緊急給付金は1次補正予備費)